

1. 障害者権利条約の規定の特徴

- ・ too prescriptive の否定
- ・ rule と principle と standard
- ・ 新しい人権と既存の人権
- ・ 評価の余地
- ・ 発展的な解釈

2. 国家の行為規範としての障害者権利条約の明確性

- ・ 障害当事者の参画とナラティブ・アプローチ
- ・ principle 及び standard としての明確性
- ・ 企業による人権侵害から保護する国家の義務と、「ビジネスと人権に関する指導原則」(UN Doc A/HRC/17/31、外務省仮訳)

3. 企業の行為規範としての障害者権利条約の明確性

- ・ 「ビジネスと人権に関する指導原則」と障害者権利条約
- ・ 国家向けの principle 及び standard と、企業の行為規範
- ・ 国際法と国内法の一体的・動的な体系と、企業の行為規範
- ・ 雇用関係と、各事業の目的・内容・機能に照らした本来業務付随性
- ・ 企業の障害者権利条約への不認識・無関心の現実（行為規範としての条約の優先性確保の問題）

4. 対話による行為規範の明確化

- ・ 行為規範の明確化における対話 (interactive process) の機能 (意義)
- ・ 対話による行為規範の明確化の例として、合理的配慮や拷問等禁止など

5. 企業の行為規範としての障害者権利条約の実効性

- ・ 行為規範の実効性における対話の機能 (意義)
- ・ 紛争解決における当事者間の対話への支援：メディエーションの可能性など
- ・ 関与 (エンゲージメント) と対話：「制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し解決するための手段として対話に焦点を当てること。」(「ビジネスと人権に関する指導原則」 III.B.31(h))